



県 章

滋賀県公報

平成 23 年（2011 年）
1 1 月 7 日
第 3 4 6 6 号
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次	
○ 告 示	
道路区域の変更（道路課）	1
道路の供用開始（道路課）	2
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の住所および事務所の所在地の変更（建築課）	2
○ 公 告	
特定非営利活動法人設立認証申請公告（県民活動生活課）	2
争議行為の通知公告（労働雇用政策課）	3
○ 健康福祉事務所告示	
障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定（湖東）	3
○ 土 木 事 務 所 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（東近江）	4
○ 公 安 委 員 会 告 示	
道路交通法施行規則第31条の4の2に規定する滋賀県公安委員会が認める法人（運転免許課）	4
道路交通法施行規則第38条の3に規定する滋賀県公安委員会が認める者（運転免許課）	4
○ 病 院 事 業 庁 公 告	
一般競争入札の公告	5

告 示

滋賀県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成23年11月7日から平成23年11月21日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月7日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	神郷彦根線	彦根市南川瀬町字尻廣1480番 1地先から	変更後	最小 16.0m 、 最大 27.5m	209.3m	道路改良工事 （現道拡幅） に伴う道路区 域の変更 なお、現道の 供用は従前の 通り
		彦根市南川瀬町字尻廣1495番 地先まで	変更前	最小 9.6m 、 最大 13.8m	209.3m	
				最小		道路改良工事

県道	三津屋野口線	彦根市川瀬馬場町字石住1049番 1 地先から	変更後	13.1m 、 最大 22.1m	224.8m	(現道拡幅) に伴う道路区 域の変更
		彦根市川瀬馬場町字石住1061番 3 地先まで	変更前	最小 12.3m 、 最大 21.2m	224.8m	

滋賀県告示第489号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成23年11月 7 日から平成23年11月21日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月 7 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
三津屋野口線	彦根市川瀬馬場町字石住1049番 1 地先から	平成23.11. 7	L = 224.8m
	彦根市川瀬馬場町字石住1061番 3 地先まで		
国道477号	東近江市大字鑄物師町字堀越2982番 3 地先から	平成23.11. 7	L = 440.0m
	東近江市大字鑄物師町字井ノ部3059番地先まで		
県道土山蒲生近江八幡線	東近江市大字鑄物師町字堀越2982番 3 地先から	平成23.11. 7	L = 440.0m
	東近江市大字鑄物師町字井ノ部3059番地先まで		

滋賀県告示第490号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の35の 5 第 2 項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から、次のとおり住所および構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成23年11月 7 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 指定を受けた者の名称および住所 一般財団法人 日本建築センター 東京都千代田区外神田六丁目 1 番 8 号

2 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 指定を受けた者の住所 東京都千代田区外神田六丁目 1 番 8 号

イ 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 本部 東京都千代田区外神田六丁目 1 番 8 号

(2) 変更後

ア 指定を受けた者の住所 東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地

イ 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 本部 東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地

3 変更年月日 平成23年11月 7 日

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年11月 7 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 申請のあった年月日 平成23年 9 月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 音楽の木

特定非営利活動法人の代表者の氏名 辻智子

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 守山市下之郷一丁目 7 番 8 号

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、音楽家等による水準の高い演奏会等を定期的に開催することで音楽芸術文化の普及振興を図り、音楽家の社会的地位の向上と次世代若手音楽家の育成助成に努める。世代を問わず音楽愛好家の育成に努め、演奏者と観客のつなぎ役となり、以て地域の音楽芸術文化の発展と増進に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目 1 - 1

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成23年 9 月30日から平成23年11月30日までの縦覧場所における執務時間内

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年11月 7 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 申請のあった年月日 平成23年10月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 志援会

特定非営利活動法人の代表者の氏名 中村公治

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 長浜市南呉服町 7 番34 - 304号

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、障がい者をはじめ、あらゆる社会的脆弱層に対して、労働権および、自立の確立をめざし、既存の市場参入に加え、生産能力の低い労働者の社会参加を可能とする新規市場の開拓事業を行い、その結果を広く社会に啓発することで、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目 1 - 1

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成23年10月26日から平成23年12月26日までの縦覧場所における執務時間内

争議行為の通知公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長浜田美子から平成23年10月28日付けで年末一時金等の要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

平成23年11月 7 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 事件 大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為

2 日時 平成23年11月 8 日以降要求貫徹に至るまでの期間

3 場所 大津赤十字病院の構内または職場

4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第23号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29号第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成23年11月 7 日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
特定非営利活動法人障害者自立支援セン	彦根市高宮町 1393 - 6 ハイ ツスカイウイ	障害者自立支援 センター「葦の 舟」	彦根市高宮町 1393 - 6 ハイ ツスカイウイ	同行援護	平成23.11. 1	2510200138

ター草の舟	ング102号		ング102号			
-------	--------	--	--------	--	--	--

土 木 事 務 所 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。
平成23年11月 7 日

滋賀県東近江土木事務所長 若 山 雄 一

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
近江八幡市西本郷町西 7 - 1 J u J u 近江八幡205号 平田功	蒲生郡竜王町大字山之上 字西出3458番 2、3459番 2、3466番 2	567.15㎡ (内通路部76.48㎡)	平成23.11. 1	000495

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第104号
道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条第 1 項の規定に基づく免許関係事務の委託に関し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の 4 の 2 に規定する滋賀県公安委員会が認める法人は、次に掲げる要件を満たしているものとする。
平成23年11月 7 日

滋賀県公安委員会委員長 宮 川 孝 昭

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (1) 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
 - (3) 集团的に、または常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第12条もしくは第12条の 6 の規定による命令または同法第12条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令または指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへんまたは覚醒剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により、免許関係事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 3 法人税、消費税、県税および社会保険料を滞納していないこと。
- 4 次に掲げる要件を満たすことのできる能力を有していること。
 - (1) 事務所または営業所に、免許関係事務を管理する者を配置することができること。
 - (2) 配置人員に急な欠員、欠勤が生じた場合、その補填が確実にできる等免許関係事務の継続的な処理が可能な人員配置が確保できること。
 - (3) 滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）第10条第 2 項に規定する安全確保の措置を講ずることができること。

滋賀県公安委員会告示第105号
道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の 2 第 3 項の規定に基づく同条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 9 号までもしくは第11号から13号までに掲げる講習または同条第 2 項に規定する講習の実施の委託に関し、道路交通法施行規

則 (昭和35年総理府令第60号) 第38条の 3 に規定する滋賀県公安委員会が認める者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

平成23年11月 7 日

滋賀県公安委員会委員長 宮 川 孝 昭

- 1 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定する者に該当する者でないこと。
- 2 役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (1) 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
 - (3) 集团的に、または常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第12条もしくは第12条の 6 の規定による命令または同法第12条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令または指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへんまたは覚醒剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により講習を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 3 法人税、消費税、県税および社会保険料を滞納していないこと。
- 4 次に掲げる要件を満たすことのできる能力を有していること。
 - (1) 事務所または営業所に、講習を管理する者を配置することができること。
 - (2) 施設、教材その他の講習を行うために必要な設備を有し、又は調達することができること。
 - (3) 講習を行うために必要な者を当該講習の実施場所に必要な数配置することができること。
 - (4) 講習における指導に必要な能力を有する者として運転免許に係る講習等に関する規則 (平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号) 第 7 条第 2 項に規定する者を当該講習を行うために必要な数以上有していること。
 - (5) 滋賀県個人情報保護条例 (平成 7 年滋賀県条例第 8 号) 第10条第 2 項に規定する安全確保の措置を講ずることができること。

病 院 事 業 庁 公 告

一般競争入札の公告

平成23年度における電子カルテ重症系システムの借入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。) 第167条の 6 の規定により公告する。

平成23年11月 7 日

滋賀県病院事業庁長 村 木 安 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品名および数量 電子カルテ重症系システム 一式
 - (2) 借入物品の特質等 入札説明書別紙仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成24年 1 月 1 日 (日) から平成28年12月31日 (土)
 - (4) 借入場所 滋賀県立成人病センター 守山市守山五丁目 4 番30号
 - 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (3) 入札参加者に必要な資格等 (平成23年滋賀県告示第57号) に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。
滋賀県会計管理局管理課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 TEL 077 - 528 - 4314
- ただし、3 (5) に示す受領期限の 7 日前までに、申請を行わない場合には、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

- (4) この公告に示した物品またはこれと同等のものを納入することができる者であること。
- (5) この公告に示した物品にかかるアフターサービス・メンテナンスの体制を整えた者であること。

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県立成人病センター総務管理課経理物品担当 〒524 - 8524 守山市守山五丁目 4 番30号 TEL 077 - 582 - 5031
- (2) 契約条項を示す期間 平成23年11月 7 日(月)から平成23年12月16日(金)まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。) の 9 時から17時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 平成23年12月16日(金)17時
- (6) 開札の日時および場所 平成23年12月19日(月)10時 滋賀県立成人病センター東館講堂

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程 (平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号) の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は、借入期間の総賃借料を60で除した 1 ヶ月分の賃貸借料を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

6 契約書の作成の要否 要

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県病院事業庁会計規程第95条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

8 落札者の決定方法 この公告に示した物品を貸し付けることができると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

9 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

10 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項

ア 2 の入札に参加する者に必要な資格を有することを証する書類を 3 (5)に示す受領期限の 7 日前までに 3 (1)に示す場所に提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(3) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱 (平成 8 年滋賀県告示第80号) に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。